

使用料・手数料等のあり方における市の方針

2第15号  
陳情資料

(令和2年9月25日市長決裁)

「東大和市第5次行政改革大綱推進計画」に基づき、使用料・手数料等のあり方について、東大和市使用料・手数料等検討委員会において検討した結果が「使用料・手数料等のあり方検討報告書」により報告された。この報告を受け、使用料・手数料等のあり方における市の方針を以下のとおりとする。

1 原価計算について

原価に減価償却費を算入する。

2 各施設の金額設定について

同種の施設において、原価の平均で算出する。

3 受益者負担のあり方について

(1) 施設の設置目的に沿った利用の際の使用料のあり方について

施設名称	使用料について
集会所	施設利用者に応分の負担を求める。
学習等供用施設	
公民館	
老人福祉施設（入浴施設を含む）	使用料は設定しない。

(2) サービスの性質に応じた負担割合のあり方について

負担割合は設定しない。

(3) 減免のあり方について

真にやむを得ないものに限定する。

基本方針には共通事項を記載する。

4 新規の徴収について

(1) 使用料

施設名称	使用料について
陶芸小屋	施設利用者に応分の負担を求める。
ゲートボール場	
下立野林間こども広場	
芝中多目的広場	空堀川改修工事に伴い利用することができなくなったため対象外とする。
芋窪老人集会所	使用料は設定しない。

(2) 手数料

今後、制度改正や新規事業の検討の際に、併せて新規の手数料の必要性について検討する。

5 実施時期について

減価償却費の原価への算入や、施設の設置目的に沿った利用の際の使用料の徴収等について、受益者負担の考え方、また、持続可能な行財政運営を行うために、原則として応分の負担を求めることとする。

ただし、このあり方の検討に基づく使用料等の見直しの実施時期については、新型コロナウイルス感染症の市民への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討することとする。

なお、実施時期の決定後「使用料・手数料見直しに係る基本方針」(平成27年6月3日市長決裁)の改定事務を進める。